

固定資産税に係る縦覧・閲覧の制度について

問 財務課 資産税係 ☎62-9124

● 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

この制度は、納税義務者の方が、自己の所有する土地・家屋の評価額と、町内の他の土地・家屋の評価額を比較できる制度です。



- 【期 間】 4月1日(水)～4月30日(木) (土・日・祝日を除く)
- 【時 間】 午前8時30分～午後5時15分
- 【場 所】 役場 財務課 資産税係 (1階④番窓口)
- 【内 容】 土地価格等縦覧帳簿 (所在・地番・地目・地積・価格)
家屋価格等縦覧帳簿 (所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格)
- 【対象者】 納税義務者および同居の親族・納税管理人・前記の代理人
- 【持ち物】 免許証など本人確認ができるもの・委任状 (代理人の方) 【手数料】 無料
- 【その他】 縦覧帳簿のコピー等 (写真撮影を含む) はできません。また、非課税や免税点未満などで課税とならない方や納税義務のない方、1月2日以降に所有者となった方は縦覧できません。

● 固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者の方が、自己の資産について固定資産課税台帳に記載された内容を確認することができます。また、4月中旬にお送りする課税明細書でもご確認いただけます。(償却資産は除く)

- 【期 間】 令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水) ※土・日・祝日を除く
- 【時 間】 午前8時30分～午後5時15分
- 【場 所】 役場 財務課 資産税係 (1階④番窓口)
- 【対象者】 納税義務者・貸借人または借家人・前記の代理人・固定資産の処分の権利を有する方
- 【持ち物】 免許証など本人確認ができるもの・印鑑・借地、借家に係る賃貸借契約書など (貸借人または借家人の方)・委任状 (代理人の方)
- 【手数料】 縦覧期間中 (4月1日～4月30日) の閲覧 (写真撮影は不可) は無料ですが、発行には手数料がかかります。
- 【その他】 賃借人または借家人等関係人の閲覧は、該当する物件のみの閲覧となります。

4月より「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を開設します

問 子ども家庭総合支援拠点 ☎62-9233
子育て世代包括支援センター ☎62-9134

子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期 (18歳まで) のご家庭が、お子様やご自分のこと等について相談できる場所です。一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください。

子ども家庭総合支援拠点

【設置場所】

子ども課内

【対 象】

18歳までのお子様のいる家庭や、妊産婦の方

【相談内容】

子育てに関すること、家庭に関すること など



子育て世代包括支援センター

【設置場所】

住民福祉課 保健予防係内
(保健センター)

【対 象】

主に妊娠期からお子様が3歳頃までの方

【相談内容】

発育・発達に関する心配、子育てが負担に思える など

